

## 松川町子育て住まい仕事施策一覧

### ●子育て

事業名(内容)	問合せ先				
<p><b>○男女の出会い交流の場の創設</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部地区結婚相談所「愛ねっと北部」を下伊那北部地区 5 町村で共同運営。</li> </ul>	保健福祉課 福祉係 TEL36-7022 (内線:228)				
<p><b>○結婚祝品支給</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の次世代を担う定住者の結婚を祝福し、マーくんギフトカード 1 万円分を祝品として支給。</li> </ul>	住民税務課 住民係 TEL36-7024 (内線:222)				
<p><b>○めばえ支援(不妊治療費助成)</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊症および不育症に悩む夫婦を援助するため、治療に関する費用に対し、50 万円を限度に全額支給。</li> </ul>	保健福祉課 保健予防係 TEL36-7034 (内線:229)				
<p><b>○妊婦健康診査</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母体の安全と胎児の健康保持を図るため、妊婦一般健康診査 14 回分の費用を助成。</li> </ul>					
<p><b>○乳児健康診査</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児の病気の予防と早期発見、および健康保持のため、生後 1 ヶ月児の一般健康診査の費用を、上限 5,720 円まで補助。</li> </ul>					
<p><b>○出生子育て支援金</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの誕生を祝福し、健やかな発育を願い交付。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">*支給金額</td> <td style="padding: 5px;">第 1 子、第 2 子:5 万円、第 3 子:10 万円 ※両親どちらかが消防に加入している場合は、2 万円を加算します</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">*支給品</td> <td style="padding: 5px;">マーくんカードと現金</td> </tr> </tbody> </table>	*支給金額	第 1 子、第 2 子:5 万円、第 3 子:10 万円 ※両親どちらかが消防に加入している場合は、2 万円を加算します	*支給品	マーくんカードと現金	保健福祉課 福祉係 TEL36-7022 (内線:228)
*支給金額	第 1 子、第 2 子:5 万円、第 3 子:10 万円 ※両親どちらかが消防に加入している場合は、2 万円を加算します				
*支給品	マーくんカードと現金				

<p><b>○児童手当支給事業</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学生までの児童を対象に支給。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="226 380 1161 629"> <tr> <td>*0～3歳未満</td> <td>一律 15,000 円/人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">*3歳～小学校修了まで</td> <td>第1子・第2子 10,000 円/人</td> </tr> <tr> <td>第3子以降 15,000 円/人</td> </tr> <tr> <td>*中学生</td> <td>一律 10,000 円/人</td> </tr> <tr> <td>*所得制限以上</td> <td>一律 5,000 円/人(特別給付)</td> </tr> </table>	*0～3歳未満	一律 15,000 円/人	*3歳～小学校修了まで	第1子・第2子 10,000 円/人	第3子以降 15,000 円/人	*中学生	一律 10,000 円/人	*所得制限以上	一律 5,000 円/人(特別給付)	<p>保健福祉課 福祉係 TEL36-7022 (内線:228)</p>
*0～3歳未満	一律 15,000 円/人									
*3歳～小学校修了まで	第1子・第2子 10,000 円/人									
	第3子以降 15,000 円/人									
*中学生	一律 10,000 円/人									
*所得制限以上	一律 5,000 円/人(特別給付)									
<p><b>○児童等医療費給付事業(高校生相当年齢までの医療費無料化)</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに対する経済支援として、医療機関の窓口で支払った医療費のうち、受給者負担金等を控除した金額を、後日、助成金として支給。</li> <li>・町独自の政策として助成対象者の範囲を、県の補助対象者の範囲よりも拡大し、高校生相当年齢までの子供を対象。更に所得制限も撤廃。</li> </ul>										
<p><b>○保育料軽減</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園を運営し、保護者が安心して就労できるよう、乳幼児を保育。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*通常保育、障がい児保育、延長保育、乳児・未満児保育(全園)</li> <li>※福与保育園は2歳児のみ</li> <li>※1歳未満については、ご相談ください</li> <li>*一時、休日保育(名子中央保育園)</li> <li>*病後児保育(上片桐保育園)</li> <li>*子育て家庭への経済的支援として保育料を軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇第2子保育料は5割軽減</li> <li>◇第3子以降は無料</li> <li>◇ひとり親世帯は第1子半額、第2子以降は無料</li> </ul> </li> <li>※町独自の施策として所得制限を撤廃。</li> </ul> </li> </ul>	<p>こども課 保育園係 TEL36-7023 (内線:235)</p>									
<p><b>○子育て支援</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター「おひさま」を開設し、子育て中の親子を支援。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*子育て親子の交流の場</li> <li>*子育て相談</li> <li>*「おひさままつり」などイベントの開催</li> <li>*ブックスタート など</li> </ul> </li> </ul>	<p>こども課 こども係 TEL36-7023 (内線:235)</p>									

<p><b>○児童クラブ(児童館)</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事等の都合で、放課後、留守家庭となる児童を保育。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="228 331 895 533"> <tr> <td>*開設場所</td> <td>名子児童館、上片桐児童館</td> </tr> <tr> <td>*対 象</td> <td>小学校 1 年～6 年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*利用料:月 2,000 円(基本)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(利用料の詳細はお問い合わせください。)</td> </tr> </table>	*開設場所	名子児童館、上片桐児童館	*対 象	小学校 1 年～6 年	*利用料:月 2,000 円(基本)		(利用料の詳細はお問い合わせください。)		<p>こども課 学校教育係 TEL36-7023 (内線:233)</p>
*開設場所	名子児童館、上片桐児童館								
*対 象	小学校 1 年～6 年								
*利用料:月 2,000 円(基本)									
(利用料の詳細はお問い合わせください。)									
<p><b>○放課後こども教室</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後に子供たちがスポーツ文化活動を実施する「放課後こども教室」を小学校にて開設。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="228 757 1026 958"> <tr> <td>*中央小学校</td> <td>1～2 年生対象(町体育館体力相談室)</td> </tr> <tr> <td>*北小学校</td> <td>1～6 年生対象</td> </tr> <tr> <td>*開設時間</td> <td>放課後から下校時刻まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*利用料は無料</td> </tr> </table>	*中央小学校	1～2 年生対象(町体育館体力相談室)	*北小学校	1～6 年生対象	*開設時間	放課後から下校時刻まで	*利用料は無料		
*中央小学校	1～2 年生対象(町体育館体力相談室)								
*北小学校	1～6 年生対象								
*開設時間	放課後から下校時刻まで								
*利用料は無料									
<p><b>○奨学金貸付事業</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町に居住し、経済的理由などにより、高校、大学等への就学が困難な方に対して奨学金を貸与。</li> <li>*大学:月 50,000 円</li> <li>*高校:月 20,000 円</li> <li>*償還期間:卒業月の1ヵ年後から貸付を受けた期間の 3 倍の期間。</li> </ul>									
<p><b>○ふるさと学費応援補助金</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとを担う人材の確保と地域の活力を創出するため、奨学金の貸与を受け、大学等を卒業後、町内に居住する方が返還している奨学金の一部を補助。</li> <li>*前年度中に返還した奨学金の 1/4(年間限度額 5 万円×5 回まで)</li> </ul>	<p>こども課 学校教育係 TEL36-7023 (内線:233)</p>								
<p><b>○入学祝い金</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その年度の 4 月 1 日に松川町に住所があり、小学校、中学校に新入学する児童生徒の保護者に対し、児童生徒 1 人あたり 20,000 円を支給。</li> </ul>									

## ●住む

事業名(内容)	問合せ先
<p><b>○空き家情報バンク</b> (内容) ・空き家の有効利用として、田舎暮らし希望者に空き家情報を提供。</p>	
<p><b>○空き家家財道具等処分補助金</b> (内容) ・空き家情報バンク登録物件の家財道具等の処分費用の補助。 *処分費用の1/2 上限10万円まで</p>	まちづくり政策課 まちづくり推進係
<p><b>○若者定住住宅取得祝い金</b> (内容) ・45歳以下の方が町内に住宅を取得した場合、1戸あたり10万円(マークンギフトカード)をお祝い金として交付。</p>	TEL36-7014 (内線:212)
<p><b>○宅地分譲地</b> (内容) ・南森林住宅地1区画を住宅分譲地として販売。 *296.91㎡(89.81坪) 販売価格583万円</p>	
<p><b>○住宅リフォーム補助金制度</b> (内容) ・住宅リフォーム工事費用の10%を補助、上限額10万円まで。 ・29年度より一戸建賃貸住宅のリフォームも対象となりました。 (※着工前に担当係へ相談をお願いいたします。)</p>	産業観光課 商工観光係 TEL36-7027 (内線:286)
<p><b>○住宅用太陽熱温水器設置補助</b> (内容) ・太陽熱温水器設置を支援。 *補助対象:住宅に設置する太陽熱温水器 (一体型)水を直接温める設備 (分離型)不凍液で間接的に温める設備 *補助金:設置費用の1/5 上限5万円</p>	環境水道課 環境係 TEL36-7026 (内線:263)

<p><b>○太陽光発電システム補助</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム設置を支援。</li> <li>＊補助対象:住宅用(出力 10kW 未満)の太陽光発電設備</li> <li>＊補助金:1kW あたり 2 万 6 千円 上限(5kW 相当)13 万円</li> </ul>	<p>環境水道課 環境係</p>
<p><b>○森のエネルギー推進事業補助</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペレット及び薪等を燃料とするストーブ、ボイラーの設置を支援</li> <li>＊補助金:設置費用の 1/2 上限 5 万円</li> <li>＊長野県補助条件に該当するペレットストーブ、ボイラー上限 15 万円</li> <li>＊焼却炉目的は、対象となりません。</li> </ul>	<p>TEL36-7026 (内線:263)</p>
<p><b>○合併浄化槽設置補助事業</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共水域の水質改善と生活環境の向上のため、合併浄化槽の設置と適正管理を推進。</li> <li>＊合併浄化槽設置者に対し補助金を交付。 (設置工事開始前に、担当係へ相談をお願いいたします。)</li> <li>＊維持管理の補助として、年間 3 回以上の保守点検に対し、2 万円の補助。</li> <li>＊修繕等の経費補助として、ブローの更新にかかる費用の 1/2 を補助、上限 2 万円まで。</li> <li>＊法定検査に係わる手数料を町で全額負担。</li> </ul>	<p>環境水道課 上下水道係 TEL36-7026 (内線:265)</p>

●働く

事業名(内容)	問合せ先
<p><b>○松川町無料職業紹介所</b></p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員による無料職業紹介所を開設。</li> <li>・公共職業安定協会(ハローワーク飯田・伊那)の情報を提供。</li> <li>・雇用就業相談員の配置により、町内企業と連携し、求人情報を発信。</li> <li>・就職ガイダンスの実施。</li> </ul>	<p>産業観光課 商工観光係 TEL36-7027 (内線:286)</p>

<p><b>○商工業振興支援事業</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会等の商工振興対策に関する活動を支援。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*小規模企業指導事業</li> <li>*商工業人材育成事業</li> <li>*空き店舗対策事業 等</li> <li>*商業店舗リフォーム工事費用の 30%を補助、上限額 30 万円まで。</li> </ul> </li> </ul>	<p>産業観光課 商工観光係 TEL36-7027 (内線:286)</p>	
<p><b>○町商工業振興資金預託事業</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会及び金融機関の協力を得て、制度資金による支援。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*若手経営者育成資金</li> <li>*経営健全化資金 ほか</li> </ul> </li> </ul>		
<p><b>○創業支援事業</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会をワンストップ窓口として、起業支援を行います。必要に応じて、開業に必要な資金の 1/2、上限 100 万円を補助。</li> <li>・あらい商店街ぺっかんが、コワーキングスペース、チャレンジショップとしてリニューアル。</li> </ul>		
<p><b>○集落支援員・農地利用調整推進員の設置</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部からの移住による人材確保、新規就農相談、農地斡旋や経営支援を拡充するため、農村観光交流センターみらいに集落支援員・農地利用調整推進員を配置。</li> </ul>	<p>産業観光課 農業振興係 (交流センター みらい内) TEL34-7066</p>	
<p><b>○青年就農給付金(国)</b> (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則 45 歳未満の青年で就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2 年以内)及び経営が不安定な就農直後(5 年以内)の所得を確保する給付金を給付。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*年間最大 1,500 千円 研修期間(2 年以内)就農後(5 年以内)</li> </ul> </li> </ul>		
<p><b>○長野県農業担い手育成基金の助成</b> (内容)</p> <table border="1" data-bbox="188 1704 1177 1854"> <tr> <td data-bbox="188 1704 762 1854"> <p>*先進的経営体等における研修費助成 月額 40,000 円以内</p> </td> <td data-bbox="762 1704 1177 1854"> <p>就農が見込まれる満 65 歳未満の新規就農里親研修者に支給(助成期間 1 年)</p> </td> </tr> </table>		<p>*先進的経営体等における研修費助成 月額 40,000 円以内</p>
<p>*先進的経営体等における研修費助成 月額 40,000 円以内</p>	<p>就農が見込まれる満 65 歳未満の新規就農里親研修者に支給(助成期間 1 年)</p>	

○新規就農者経営支援補助金(町)		産業観光課 農業振興係 (交流センター みらい内) TEL34-7066
(内容)		
* 里親研修期間補助金 住居費 月額 10,000 円以内	松川町に住民登録を有する青年就農給付金対象でない里親研修者に支給(限度期間 2 年)。また県の支援対象後 1 年間支給。	
* 新規就農者住居費助成事業 住居費 月額 10,000 円以内	松川町に住民登録を有する県の里親研修修了者で、青年就農給付金、長野県農業担い手育成基金の助成対象でない方に、新規農業経営開始日から 3 年間支給。	
* 農地賃借料助成事業 農地賃借料 年間 85,000 円以内	県の里親研修修了者に対し、青年就農給付金、長野県農業担い手育成基金の助成対象でない方に新規農業経営を開始した日から 3 年間支給。	